


法人税法第百四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書  
 地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地	(電話番号 - - )
本店又は主たる事務所の所在地	
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
(フリガナ)	
事業責任者自署押印	印
税理士署名押印	印

 税務署長殿	年 月 日	整理番号	
	前事業年度等	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
平成 年 月 日 事業年度分予定申告書 平成 年 月 日 課税事業年度分予定申告書	法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
税務署処理欄  この申告が修正申告である場合の	通信日付印	確認印	前事業年度の法人税額
	年 月 日		前事業年度の法人税額
	この申告前の法人税額	百万 千 円	00
	この申告により増加する法人税額	百万 千 円	00
	この申告前の地方法人税額	百万 千 円	00
	この申告により増加する地方法人税額	百万 千 円	00
法人税額	百万 千 円	00	前課税事業年度の地方法人税額
同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額	百万 千 円	00	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額
差引法人税額	百万 千 円	00	差引地方法人税額
月数換算 同上の税額 × <u>6</u>	百万 千 円	00	月数換算 同上の税額 × <u>6</u>
納付すべき法人税額	百万 千 円	00	納付すべき地方法人税額
	百万 千 円	00	百万 千 円

別表十八の三

## 別表十八の三の記載の仕方

- 1 この申告書は、外国法人である普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告をする場合に記載します。
- 2 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「修正・更正・決定の年月日」は、当期の開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。
  - (2) 前期に措置法第62条第1項(《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額」には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額及び当該申告書の「17」の外書の金額の合計額を加えた金額(平成28年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」といいます。))の期間に6月経過日(最初事業年度開始の日以後6月を経過した日をいいます。以下同じ。))がある場合の当該6月経過日の属する事業年度にあつては、前期の別表一(一)「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。
  - (3) 「月数換算」の分母の空欄には、前期の月数(歴に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- 3 「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「修正・更正・決定の年月日」は、当期の開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定(国税通則法第25条の規定による決定をいいます。)の通知のあった日を記載します。
- (2) 前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除税額取戻税額」は、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額に4.4%を乗じた金額又は別表一の三の「6」の外書の金額に4.4%を乗じた金額及び当該申告書の「17」の外書の金額に4.4%を乗じた金額の合計額を加えた金額を記載します。
- (3) 「月数換算」の分母の空欄には、前期の月数(歴に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- 4 当該普通法人が法第144条の3第3項において準用する法第71条第2項若しくは第3項(《中間申告》)若しくは法第144条の3第4項において準用する法第71条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合又は地方法人税法第16条第4項若しくは第5項(《中間申告》)の規定の適用を受ける場合には、被合併法人名、合併の日、合併の日の前日の属する被合併法人の事業年度、法第144条の3第3項若しくは第4項において準用する法第71条第2項に規定する被合併法人の確定法人税額等及びその計算の基礎となったその被合併法人の事業年度の確定申告書に記載すべき法第144条の6第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項第1号(《確定申告》)に掲げる所得の金額又は地方法人税法第16条第4項第1号、第2号若しくは第5号に規定する被合併法人確定地方法人税額等を別紙に記載して添付してください。